

# “医療”と“介護”の負担が高額となった世帯の方へ ～高額介護合算療養費制度のおしらせ～

住民課 内線325

## 〈高額介護合算療養費とは〉

### 従来の制度（今後も継続）

#### 医療と介護の各制度からそれぞれ給付

1か月（同じ月内）の自己負担額（※1）が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分については、申請により、

- ☆医療費は「高額療養費」
- ☆介護（予防）サービス費は「高額介護（予防）サービス費」として、払い戻されます。

### 新たな制度

#### なお残る自己負担を合算して給付

後期高齢者医療制度の世帯において、医療と介護の両方に自己負担があり、平成20年4月1日～平成21年7月31日に支払った「医療保険」と「介護保険」の自己負担額を合計し、基準額（※2）を超えた分については、申請により、「高額介護合算療養費」として、さらに払い戻されます。

灰皿オーナー制度  
高額介護合算療養費

## 〈ご自身が該当すると思われる場合には…〉

後期高齢者医療制度にご加入で給付対象の方には「申請のご案内」を郵送していますが、右記の方については負担額を確認できないため、ご案内を郵送できません。右記の方で、医療保険と介護保険の負担の合計が非常に高額になっていて、ご自身が該当すると思われる場合には、平成21年7月31日に加入していた医療保険の窓口までお問い合わせください。

- 平成20年4月1日～平成21年7月31日に、
- (1) 保険の変更があった方
    - ・市町村を越えて転居した方
    - ・75歳のお誕生日を迎えられた方
  - (2) 住所地特例の認定を受けている方 など

（※1）「自己負担額」に含まれないもの

- ① 医療 [高額療養費対象外のもの]
  - ・保険外の診療
  - ・入院時の食費、居住費
  - ・差額ベッド代 など
- ② 介護 [高額介護（予防）サービス費対象外のもの]
  - ・保険外の介護（予防）サービス
  - ・入所時などの食費、居住費（滞在費）
  - ・特定福祉用具購入費（特定介護予防福祉用具購入費）
  - ・住宅改修費（介護予防住宅改修費） など

【高額療養費・高額介護（予防）サービス費として、すでに払い戻しを受けた分は自己負担額から差し引かれます。】

（※2）基準額（介護合算算定基準額）

所得区分		介護合算算定基準額 (平成20年4月1日～平成21年7月31日)
現役並み所得者		89万円
— 一般		75万円
低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	注) 世帯全員が 市町村民税非課税	41万円
低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)		25万円

## 灰皿オーナー制度を導入しました

環境課 内線551～553

町では、JT（日本たばこ産業株）からのスタンド灰皿の寄贈を受け、湯河原町商店街連合会との協働で、灰皿オーナー制度を始めました。

灰皿オーナー制度とは、たばこの吸殻のポイ捨てや歩行喫煙を防止するため、商店の方などにスタンド灰皿を設置していただき、その管理をお願いするものです。

「日本一ポイ捨てごみのない町」づくりにご協力ください。

